

医療保健福祉職員養成 修学資金貸付制度創設

本町では、医療・保健・福祉分野で働く職員が不足しています。

そこで、将来、本町の各分野で働く職員を養成・確保するため「黒松内町医療保健福祉職員養成修学資金貸付制度」が創設されました。

この制度は、本町等における医療・保健・福祉分野で働く職員の充足に資するため、将来、本町等の事業所において、各業務に従事しようとする意思を有する方に、修学に要する資金を無利子で貸与するものです。

養成施設等を卒業後、1年以内に各医療職員等の免許を取得し、免許取得後速やかに本町等で業務に従事していただきます。

なお、貸与を受けた期間に相当する期間、関係施設で業務に従事された場合は、修学資金の返還が免除されます。

現在、修学中若しくはこれから進学を検討している方は、是非ご検討ください。

- 1 対象職種 ①医師 ②薬剤師 ③診療放射線技師 ④臨床検査技師
⑤理学療法士・作業療法士 ⑥保健師・助産師・看護師
⑦准看護師 ⑧歯科衛生士 ⑨社会福祉士 ⑩介護福祉士
⑪精神保健福祉士 ⑫保育士 ⑬幼稚園教諭 ⑭臨床心理士
- 2 対象者 5年間以上、黒松内町・寿都町・島牧村・蘭越町・長万部町に居住したことのある者で、将来、本町及び関係事業所で医療・保健・福祉職員として業務に従事しようとする者
- 3 その他 貸付金額、貸付期間、債務免除、返還猶予要検討については、裏面の修学資金貸付制度の概要を参照願います。